

議員発議案第1号

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する 補償及び救済等の早期解決を求める意見書

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた旧優生保護法に基づいて、1996年に同法が母体保護法に改正されるまでの約半世紀あまりの間に、本人の同意のない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知や都道府県の行政措置の下、数多く実施されてきた。

国の統計等によれば、全国で約2万5000人が不妊手術を受け、うち1万6500人が本人同意のない強制手術だったとされており、本県においては、県に報告されただけでも、283件の強制手術が行われている。

国会では、全会派からなる「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足した。同議連は、国からの正式な謝罪や補償もいまだ行われていないとして、実態調査やヒアリング、被害者や当事者団体、市民団体との連携・協力を進め、具体的な支援の仕組みを検討することとしている。

優生手術の被害者は高齢化が進み、また、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともに困難になることから、解決を急がなければならない。過去の反省に立って、一日も早く政治的及び行政的な責任に基づく解決策を実現すべきであることから、下記の事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 国は、優生手術に関する被害者の実態の速やかな調査及び記録の適正な保存を行うこと。
- 2 全都道府県での相談窓口設置を行うなど、被害者に寄り添う対応を強化すること。
- 3 被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	野田聖子殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
内閣官房長官	菅義偉殿